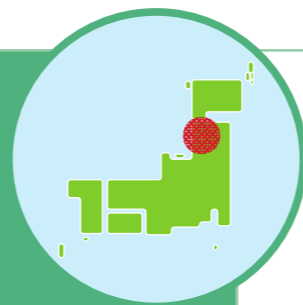


白神山地の予防的視点に立った管理体制



白神山地世界自然遺産 (白神山地自然環境保全地域・国指定白神山地鳥獣保護区)

白神山地は、ブナを中心とする森林生態系の学術的な価値が評価され、1993年に世界自然遺産に登録されました。日本の世界遺産地域は複数の保護制度により保全が図られており、白神山地では世界遺産としての価値を損なうような問題は確認されていません。一方で、今後起こりうる危機予兆を早期に把握し予防していくための管理体制の整備を進めています。今後は周辺地域も含めた適正な利用も推進しつつ、世界遺産やその管理について広く地域と国民の理解を得ていくことが求められています。

1. 白神山地の世界遺産地域

「白神山地」は日本の本州北部に位置する標高200～1,250mの山岳地帯です。都市から遠く離れ、保護運動の高まりにより開発を免れた白神山地には、人為の影響をほとんど受けていない原生的なブナ林が残されています。この白神山地の中心部に位置する約17,000haが、1993年、日本で最初の世界自然遺産の一つとして登録されました。

ブナ属の森林は、現在、北米大陸、ヨーロッパ、東アジアに分布しており、氷期以前の周北極地域の植生が起源とされています。世界のブナ林の多くは氷期の間に植生が変化していききましたが、日本のブナ林は、周北極地域起源の生物多様性が維持されている点で学術的にも重要な生態系であるとされています。かつて北日本の山地や丘陵に広く分布していたこのような冷温帯性のブナ林は、現在その多くが姿を消しました。白神山地は道路などにより分断さ



白神山地の山々

れることなく、大規模にブナ林残る数少ない地域です。そこには、ブナを中心に500種以上の多種多様な植物が生育し、ツキノワグマやニホンカモシカなどの哺乳類のほか、イヌワシやクマゲラといった希少な鳥類など、“生物の楽園”ともいえる豊かな森林生態系が育まれています。

白神山地はこのような「生態系」が顕著で普遍的な価値として認められ、世界遺産となりました。

2. 世界遺産地域の管理体制について

白神山地世界遺産地域の全域が国有林で、複数の保護制度により保全が図られています。特に世界遺産地域の核心地域（A地域）については、人の手を加えず自然の推移にゆだねることを基本としてあらゆる開発を厳しく制限しています。そのため、核心地域には登山道もほとんど整備されておらず、入山

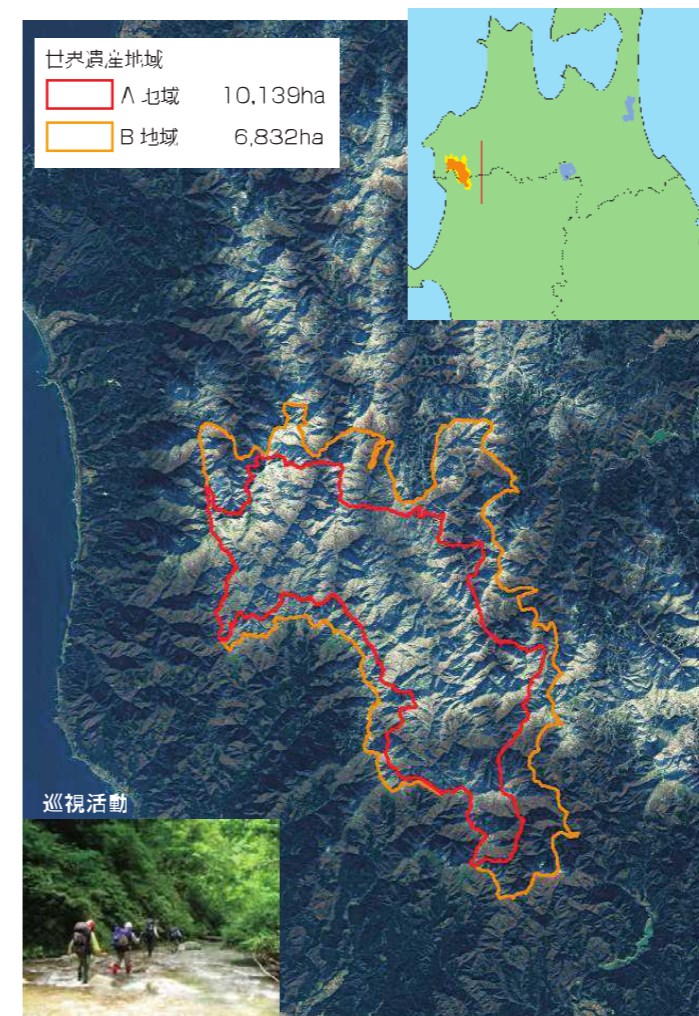


ブナを中心とした森林生態系

にあたっては事前の手続きが必要となっています。

一方で、世界遺産地域の緩衝地域（B地域）や遺産地域外には一般の登山客でも歩けるような様々なバリエーションのトレッキングコースや展示施設などが整備されています。このような周辺地域は、白神山地の自然を体感し世界遺産の価値を広く知っていただく役割を担っています。

白神山地世界遺産地域では、国・県・市町村の連絡調整の場として「連絡会議」を設置し、管理計画に基づいた管理を実施しています。また、白神山地



世界遺産区域

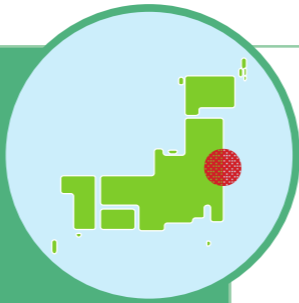
に精通した地域の方々の協力を得て、世界遺産地域の巡視活動にあたっています。

3. 予防的視点に立った管理体制の整備と今後の課題

これまでのところ、世界遺産地域の自然は良好な状態に保たれており、人の入り込みの増加による過剰利用や外来生物の侵入、ニホンジカの増加に伴う生物多様性の損失等の重大な問題は確認されていません。しかし、白神山地においても起こりうるこのような危機予兆を早期に把握し予防していくことが重要です。世界遺産登録以降、白神山地では森林動態をはじめ、気象や利用人数等に関するモニタリングが継続されています。現在、白神山地における様々な分野のモニタリングをより計画的・継続的に行い、科学的な知見に基づき順応的に管理していくための体制づくりが進められています。2010年には管理への助言を行うための「科学委員会」を設置し、2012年には総合的なモニタリング計画を作成しました。また、このような体制に対応した管理計画も改定作業しました。

白神山地の自然は世界遺産登録以前より登山、釣り、山菜採りをはじめ、マタギと呼ばれる地元の人々による狩猟など、持続可能な形で利用され、独特な文化を育んできた森でもあります。このようなことから、世界遺産地域の利用規制の緩和や観光振興への活用を求める声もあり、保全と利用との両立が課題となっています。今後は、モニタリングの結果や科学委員会からの助言に基づき、遺産地域とその周辺地域も含めた適正な利用を推進しつつ、世界遺産やその管理について広く地域と国民の理解を得ていくことが求められています。

蕪栗沼・周辺水田における 生物多様性に即した地元の取組



国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区

宮城県北部に位置する蕪栗沼は、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の越冬地として全国でも最大級の規模であることから、2005年11月に国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区に指定され、同時に世界で初めて「周辺水田」を名称に含むラムサール条約湿地として登録されました。

この地域では、地元農家、NPO、地域住民、事業者、自治体が協働して、【保全・再生】沼の陸地化防止などの保全再生事業の実施。【ワイズユース（賢明な利用）】「ふゆみずたんぼ」による越冬するガンカモ類のねぐらの確保と付加価値の高いブランド米などの生産、販売。【交流・学習】沼の自然や生きものを活かした普及広報活動や環境教育の推進。地域住民の意識・関心の高まりは、地域資源の賢明な利用と自然環境の保全、併せて豊かなコミュニティづくりにつながっています。

1. 蕪栗沼・周辺水田

「蕪栗沼・周辺水田」は、宮城県北部の登米市、栗原市、大崎市にまたがり、北上川の支流である旧道川の氾濫源に形成された自然遊水池として誕生した低地性湿地の沼です。ここはマガンやオオヒシクイなどガンカモ類の国内最大級の越冬地となっています。特にマガンは8万羽が飛来するなど、東アジアの個体群の1%以上がここで越冬していることから、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」重要生息地ネットワークに参加し、近隣の伊豆沼、化女沼と併せて「雁の里」として注目を集めています。

2005年11月にはねぐらである蕪栗沼と餌場である周辺の水田を含めて国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区に指定され、同時にラムサール条約湿地として登録されました。この正式登録名は“Kabukuri-numa and the surrounding rice paddies”と記述され、世界で初めて「周辺水田」を名称に含む登録湿地となりました。

2. 生物多様性に即した取組

ラムサール条約では湿地の【保全・再生】と【ワイズユース（賢明な利用）】が大きな目的の柱とされ、この2つの目的を達成するために【交流・学習】が

3つ目の柱として位置付けられています。

【保全・再生】 蕪栗沼周辺の農家、NPO、住民、事業者、自治体が協働し、地域ぐるみのクリーン作戦や沼のヨシ刈取りを実施することにより、陸地化防止や、水質浄化につながっています。また、刈り取ったヨシをペレット燃料化することにより二酸化炭素削減にもつながります。

【ワイズユース】 秋の収穫が終わると再び水田に水を入れ、冬期間も水を張った状態にしておく「ふゆみずたんぼ」を実施しています。

「ふゆみずたんぼ」は、ガンカモ類のねぐら、餌場、休息場を提供し、糞は田んぼの肥料となり、水を張ることにより雑草や害虫の侵入を防ぐ等、越冬する水鳥たちと共生した豊かな水田生態系を作り出しています。

この田んぼで収穫されるお米は「ふゆみずたんぼ米」というブランド米として、地元から首都圏へ販売され、交流事業も行われています。また、当地米を使った地酒の共同開発などの多様な仕組みづくりによって、地域産業・経済、人々の生活とバランスのとれた保全が行われています。

【交流・学習】 沼の自然や生きものを活かした普及広報活動や環境教育なども活発に行われるようになり、地域住民の意識・関心も高まっています。

このような取組によって渡り鳥と農業の共生が図られ、全国的に見てもラムサール条約の賢明な利用

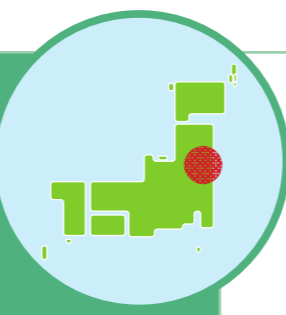
(湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用すること。)の成功例として高く評価されています。

今後とも、観光、農業、自然保護等の様々な立場の皆さんの取組により、蕪栗沼の生物多様性を保全していきます。



「伊豆沼方式」による外来魚対策

～オオクチバス等の駆除による
在来魚の復元と生物多様性の回復～



国指定伊豆沼鳥獣保護区

伊豆沼・内沼では1996年頃からオオクチバスが急増し、2008年頃からはブルーギルが増加するなど、外来魚による食害によって在来魚類が激減するなど生態系への影響が大きくなってきました。

このため、在来魚の復元、生物多様性の回復等を目的としてオオクチバス等の外来魚駆除を行政（環境省・農水省・宮城県・栗原市・登米市）、民間団体、地域住民、漁協等が協働で推進してきました。

この結果、近年オオクチバスの生息数の減少、在来魚の増加傾向が見られるなど、生物多様性の回復を示す変化が確認されるようになりましたが、未だ課題も残されています。

1. 外来魚による生態系への影響

宮城県北部に位置する伊豆沼・内沼は、栗原市と登米市にまたがる水面面積387ヘクタールの自然湖沼で、水深は1メートル前後と浅いことから数々の水生植物が群生するなど、水鳥や魚類の生息に適した湿地環境となっています。この自然環境を保護するため、1982年に国指定鳥獣保護区に指定され、1985年にはラムサール条約湿地に登録されました。沼では漁業が営まれ、1990年代初め頃までは多くの魚類やエビ類が漁獲され、1995年頃までは毎年4～5トンのタナゴ類が漁獲され、佃煮などに加工されて出荷されていました。

しかし、1980年代後半に生息が確認されたオオクチバスは1996年頃から急増し、以降毎年大量に捕獲されるようになってくると在来魚種の漁獲量は3分の1ほどにまで減少しました。特に小型魚の減少が著しく、ゼニタナゴやメダカ、ジュズカケハゼの姿はほとんど見られなくなりました。

また、これらの小型魚を捕食していたカイツブリやコサギなどの水鳥の生息数も減少するなど、生態系への影響が広く見られるようになりました。

2. 外来魚駆除の取組

漁獲量減少を抑制するため伊豆沼漁協では、2001年に定置網によるオオクチバスの駆除を開始しました。2003年には（公財）宮城県伊豆沼・内沼環境保

全財団がオオクチバスの駆除とゼニタナゴを始めとする在来生物の復元を柱とした「ゼニタナゴ復元プロジェクト」活動を開始しました。2004年からは有効な駆除活動の担い手となるボランティア「バス・バスターズ」を結成して駆除活動を行っています。その他、国、県、市も協働して駆除事業を実施しています。

環境省の東北地方環境事務所でも外来生物法施行前の2004年からオオクチバスの完全排除を最終目標として駆除事業を開始し、これまで人工産卵床、定置網、刺網などによる駆除（防除）を財団、バス・バスターズ、漁協等の協力を得ながら実施しています。人工産卵床は、オオクチバスが砂礫の上に産卵する習性を利用して卵や稚魚をまとめて除去するための工夫です。

また、2008年頃から増加し始めたブルーギルに対



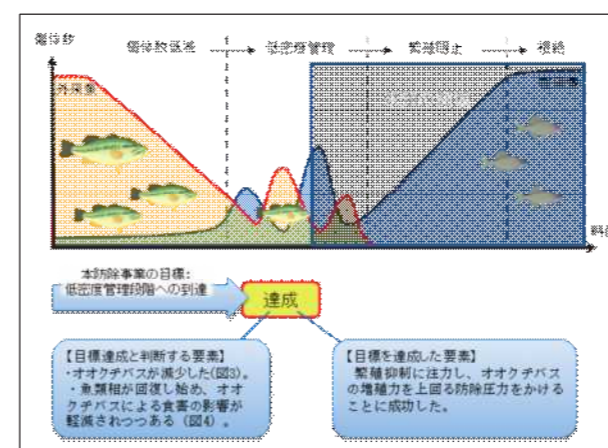
人工産卵床等による卵、稚魚等の駆除

する有効な駆除技術が確立していないことから、2013年には既存漁具を用いた捕獲方法の改良等を行うほか、人工産卵床、電気ショックャート、定置網及び刺網による駆除事業を実施する予定です。

また、環境省では、オオクチバスの生育ステージに合わせてさまざまな駆除方法を組み合わせる方法を「伊豆沼方式」と名付け駆除方法をマニュアル化し、ホームページ上で公開し、冊子・DVDを関係者に配布しています。さらに、オオクチバス等の住むため池を干し上げ駆除する方法についても、マニュアルを作成するなど普及啓発に努めています。



人工産卵床に付着したオオクチバスの卵



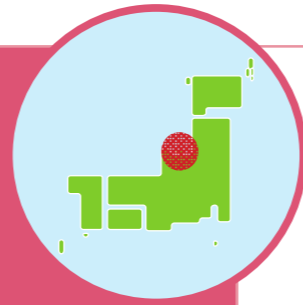
3. 今後の課題と方向性

これまでの駆除活動の結果、オオクチバスの個体数は減少傾向を示すようになり「低密度管理」段階へ到達したと考えられています。しかし、在来魚の個体数は増えたり、減ったりと安定せず、また、魚種構成はタモロコ、モツゴが中心で、タナゴ類やハゼ類は少ない状態のままであり、オオクチバスが急増した1996年以前とは大きく異なっています。また、オオクチバスの稚魚の捕獲数も増減が見られ不安定であると共にブルーギルの捕獲技術がまだ試行錯誤の段階にあるなど、未だ多くの課題も残されています。

このため、捕獲圧の強化、駆除技術の改良・開発等の継続、市民参加型駆除活動や伊豆沼・内沼自然再生事業などとの連携推進などが、在来魚の復元、生物多様性の回復に繋がると考えています。



トキの野生復帰



国指定小佐渡東部鳥獣保護区

一度は日本の山野から姿を消したトキを再び自然界に定着させる「野生復帰」の取組が、新潟県の佐渡島で進められています。その取組は、市民や民間団体、大学、関係行政機関等との協働により、保護区内外における生物多様性・里地里山の保全へと発展しています。トキの野生復帰の取組は、一度国内から姿を消した種の再導入、野生動物との共生、種の保存による地域活性化、また、中国との国際協力という点においても、先進的な事例と言えます。

1. トキの保護増殖・再導入

トキ（学名：Nipponia nippon）は、かつては東アジアに広く分布し、日本でも各地で見られる鳥でしたが、1981年を最後に日本の野生下から姿を消しました。しかし、1999年以降、中国から提供されたトキをもとに飼育下での繁殖が順調に進み、国内の飼育トキは200羽近くに達しています。2008年からは、種の保存法に基づき策定されたトキ保護増殖事業計画（農林水産省・国土交通省・環境省、2004年）に則り、佐渡島において放鳥によるトキの野生復帰が始められました。

現在までに野生下への放鳥は計9回・のべ142羽に至ります。2012年には36年ぶりに自然界での孵化に成功し、それら野生下で誕生したトキも含めて、現在、佐渡島内に95羽程度、本州（石川県・富山県）に1羽が確認されています。2003年に環境省が策定した環境再生ビジョンで示された、「2015年頃までに60羽の定着」という当面の目標を前に、トキは再び佐渡の山野に定着する兆しを見せつつあります。

2. トキをシンボルとした生物多様性の島づくり／人・トキの共生の島づくり

トキの野生復帰はただトキを増やし、放すということにとどまりません。トキが自然状態で安定的に生存していくことのできる生息環境・社会環境を整



放鳥されたトキは自由に佐渡の空を飛びまわり、佐渡の風景・日常に復帰した

えることが不可欠です。これらの活動は行政だけでなく、市民や民間団体、大学等との協働により行われています。

活動事例として、稲作における減農薬・減化学肥料栽培や水田の冬期湛水、生きものが退避できる深み（江）の設置など、生きものが暮らしやすい水田管理等を認証要件とした「朱鷺と暮らす郷づくり認



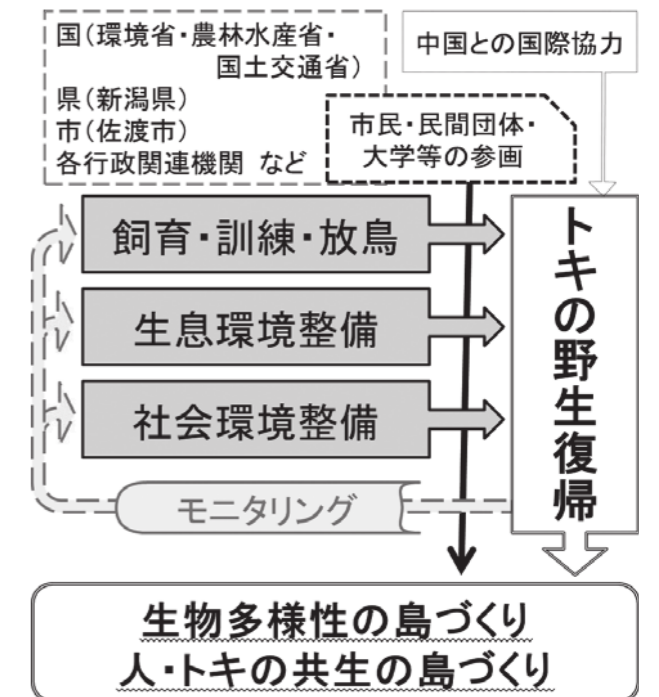
生きものが退避できる深み（江）は水田に稲が繁茂した時期のトキのエサ場にもなっている



トキのエサ場となるビオトープの整備をする市民団体。トキの野生復帰を支えているのはまさに「協働」

証米」の普及、トキのエサ場となるビオトープの造成・管理、ねぐら・営巣木の候補となる森林の保全、湿地や浅場を創出する河川改修など、農地・森林・河川の各分野での環境整備が挙げられます。また、これらの活動を持続可能なものとするための教育・普及啓発等の活動や募金制度等による資金確保、島外からのボランティアや企業活動の受入も熱心に行われています。

生物多様性の島づくり／人・トキの共生の島づくりが、島民と関係機関の協働のもと進められている中で、環境省は効率的な事業の推進のための全体の調整役を担っています。大学や市民の協力のもと実施されている野生下のトキのモニタリングを主導し、モニタリングによって得られたトキの生態・動きを集積・解析したうえで、各活動へのフィードバックを行っています。また、飼育繁殖に関する専門家会議、野生復帰に関する専門家会議の開催のほか、



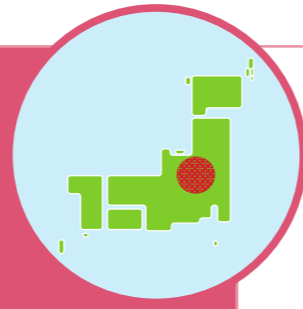
佐渡におけるトキの野生復帰を支える主体と仕組み

農地・森林・河川の各分野における生息環境整備や、観光・教育・地域づくり活動等の社会環境整備について、様々な主体が参画する協議会を立ち上げて、助言と調整を行い、保護区内外において組織横断的・分野横断的な連携を深めています。

3. 中国との国際協力

トキの保護については、1985年以来、日本と中国との協力が重ねられてきました。中国では、1981年に7羽の生存が確認されて以来、生息地等の保護や飼育下での繁殖技術の向上により、トキの個体数は飼育下・野生下併せて1700羽以上にまで回復しています。両国は、個体の交換・供与、技術的・人的交流などを通じて協力を強化し、共同でトキの保護に取り組んでいます。近年では日本と同じくトキの野生復帰を目指す韓国との交流も始まっています。

関係者の協働による ニホンジカ対策の推進に向けて



お ぜ 尾瀬国立公園

尾瀬では近年になってニホンジカの生息が確認されるようになり、湿原や森林での植生被害が問題となっています。ニホンジカは広域を移動し被害をもたらすため、尾瀬地域のみでなく、広域での対策が重要です。尾瀬国立公園では隣接する日光国立公園とともに、関係する地方自治体、行政機関等と連携した対策のあり方を模索しています。

尾瀬国立公園は、本州最大の高層湿原である尾瀬ヶ原や火山のせき止め湖である尾瀬沼、これらを取り囲む山岳地域などの豊かな自然景観に恵まれ、年間30万人を越える人が訪れます。

1990年代半ば、本来尾瀬には生息していないと考えられていたニホンジカの生息が確認され、その後、採食や泥浴びにより生じる湿原の裸地化や、植物の食害が顕在化しました。環境省では他の機関に先駆けてモニタリング調査や個体数調整のための捕獲を実施してきましたが、被害は増加の傾向を示しており、対策の更なる推進が求められています。

尾瀬に生息するシカは、分布を拡大している栃木・

群馬県境部の日光利根地域個体群の中の最前線の集川と考えられており、これまでの個体追跡調査でも、春から秋にかけては尾瀬で過ごし、積雪期は日光地域に移動する個体が確認されています。季節に応じて場所を変えて生活し、広範囲で被害をもたらすシカの個体数を低減するためには、夏の生息地である尾瀬だけではなく、越冬地となっている日光地域、その中間に位置し、シカの移動経路となっている地域を含む広い範囲で関係者が連携し、それぞれ適切な場所、時期に対策を実施することが重要です。

環境省は尾瀬国立公園と隣接する日光国立公園においても、戦場ヶ原の植生復元を目的として侵入防止柵を設置し、シカの生息状況調査等を実施してきました。そこで両国立公園の担当事務所で協力して福島、群馬、栃木にまたがる尾瀬、日光の周辺地域の関係機関に呼びかけ、2012年の夏に「尾瀬・日光シカ対策ミーティング」を開催しました。これまでに3回のミーティングを開催し、国立公園を所管する環境省、国有林を管理する林野庁、鳥獣の管理を担う県および市町村で実務に携わる担当者が集まり、日光利根地域個体群を対象とする対策について情報共有と意見交換を行っています。現時点では、各機関が実施する対策や調査の内容、シカの生息状況



原生的な自然景観を有する尾瀬

や植生被害状況に関する情報を広域の地図にまとめ、調査結果を共有したり、対策実施にあたっての諸課題について相談し合うことなどが主ですが、限られた労力で最大限の効果を上げるために、今後対

策が不足している箇所について共通の認識を持ち、地域間で連携して捕獲を実施するなど、関係者が協働してシカ対策に取り組む場として役割を果たすことができると考えています。



ミーティング風景
各機関の対策等をまとめた
広域地図を囲んで

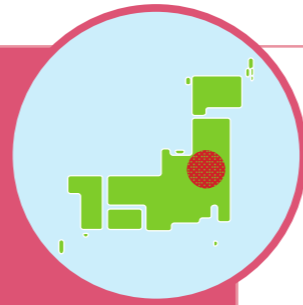


5月の尾瀬ヶ原にあらわれたシカ



シカの移動経路と各機関の対策
(平成25年度)

那須平成の森における環境教育プログラムの提供



にっこう 日光国立公園

那須平成の森は、自然を体験し、自然に学び、自然と人間との共生のあり方を学ぶことができる場として、2011年5月に開園しました。那須平成の森では、自然とのふれあいの推進に向け、提供する全てのプログラムを体系的に整理したうえで、地元自治体をはじめとする様々な関係者の協力を得ながら、ミニプログラム、ガイドウォークなど、様々な自然教育プログラムを展開しています。また、那須平成の森では、利用による自然環境への影響調査も行っており、その結果は自然教育プログラムにも生かしていくこととしています。

1. 那須平成の森について

那須平成の森は、かつて、天皇皇后両陛下や皇太子御一家ご静養の場所である「那須御用邸」の用地の一部だった森です。その豊かな自然を維持しつつ、国民が自然に直接ふれあえる場として活用してはどうかとの天皇陛下のお考えを受け、2008年、約560haが宮内庁から環境省へ移管されました。

その後、自然環境のモニタリング調査が行われるとともに、フィールドセンターや歩道などの整備が進められ、日光国立公園「那須平成の森」として開園したのは2011年5月22日のことです。

那須平成の森では、自然を体験し、自然に学び、自然と人間との共生のあり方を学ぶことができる場として、その持続的な利用を図っています。

那須平成の森は、自然環境の特性にあわせて、「ふれあいの森」ゾーン、「学びの森」ゾーン、その他

のゾーンに大別されています。ふれあいの森は、誰もが自由に散策できるゾーンで、那須平成の森の拠点施設であるフィールドセンターがあります。学びの森は、後述するガイドウォークでなければ入れないゾーンです。その他のゾーンでは、自然環境のモニタリングなどを主に行っています。

2. 那須平成の森における環境教育プログラム

那須平成の森では「自然ふれあい活動全体計画」を策定し、当施設における自然のふれあいの推進の目的、テーマ、対象者や手段等について、施設内展示や印刷物なども含む全てのプログラムを体系的に整理しています。

提供している環境教育プログラムは、施設展示のほか、短時間の立ち寄り客などに効果的に対応でき

るミニプログラム（無料、30分程度）、じっくりと自然を楽しむガイドウォーク（有料、2～4時間程度）、そして団体の要望に合わせて行う団体プログラム（有料、時間は要望による）と、大きく3種類に分けることができます。

ガイドウォークや団体プログラムは、外部有識者の助言などを得ながらインストラクターの能力向上やプログラムの改善に日々努めていることもあり、有料にも関わらず、参加した多くの方々から非常に高い評価を得ています。

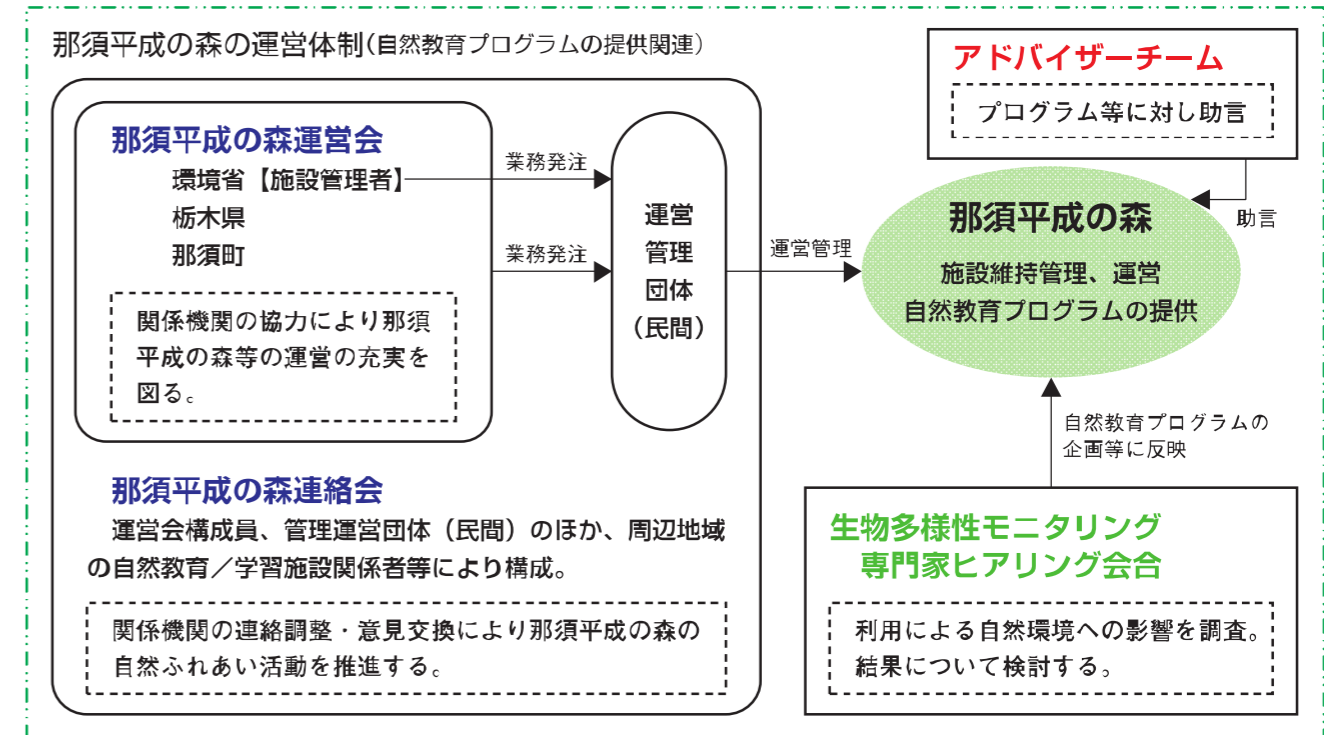
那須平成の森の運営、特に環境教育プログラムの提供については、資金その他の面で地元自治体の協力を得ており、また、周辺地域の自然教育施設や学習施設との連携や意見交換も行っています。最近では、地域の方々と一緒に企画展を行うなど、那須平

成の森は、地域との連携をますます深めています。

3. 生物多様性モニタリング

那須平成の森では、那須平成の森として一般の方々にも利用されるようになったことによる自然環境への影響を、継続的に調査（モニタリング）しています。調査は、森林植生、哺乳類、鳥類から両生類、魚類、昆虫、そして外来植物に至るまで、生態系を構成する幅広い要素を対象としています。

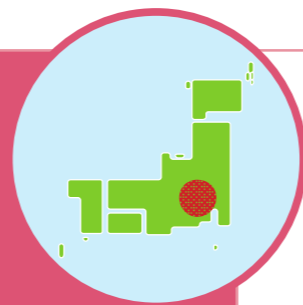
現在のところ利用による影響は特に見られませんが、今後も引き続き調査を実施し、その調査結果は、環境教育プログラムの企画等に生かしていく予定です。



ガイドウォークは、無雪期は主に学びの森で、積雪期は主にふれあいの森で実施している。参加者の年齢や性別、居住地、参加の動機は様々である。



関東山地のニホンジカの 広域保護管理手法の検討



秩父多摩甲斐国立公園ほか

広域的に生息し、食害等の諸問題を引き起こしているニホンジカの保護管理を実施するためには、関係者が連携して情報の共有を図り、計画的できめ細かな対策を実施する必要があります。そこで、関東山地ニホンジカ広域協議会を設置し、地域個体群の生息状況や季節的な移動を踏まえた、効果的・効率的な個体数調整やモニタリングを実施するための調整を行うこととしています。

1. 秩父多摩甲斐国立公園 —火山のない山岳公園—

秩父多摩甲斐国立公園は、東京・埼玉・山梨・長野の1都3県にまたがる、東西約70km、南北約40kmにわたる広大な公園です。奥秩父主稜を中心とした山岳地域であり、2000m級の山々が連なるにもかかわらず、火山が一つもないことが大きな特徴です。荒川や多摩川、笛吹川、千曲川などの源流部でもあり、渓谷の美しさでも知られています。亜高山帯には、シラビソ、オオシラビソ、トウヒ、コメツガ等の針葉樹の原生林が広がり、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林、シャクナゲの群落などの自然林も広く残されています。また、カモシカ、クマ、シカなどの大型哺乳類を始め、ヤマネ、ネズミ類等の小型哺乳類や鳥類の生息も多く、野生動物の良好な生息地になっています。一方、全域が林地帯でもあり、スギ、ヒノキ、カラマツ等の人工林も広い面積を占めています。



写真1：秩父多摩甲斐国立公園内における食害

害もたらされています。

関東山地に生息するニホンジカは、越冬のために数十キロの季節移動をするなど、都県を越えて広域で移動・分布することが知られており、各都県で策定した特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理を進めるとともに、地域個体群単位での保護管理が重要であるとの考えから、関東山地地域個体群として管理していくため広域連携の取組を進めています。

3. 活動の内容

平成19年度より関東山地におけるニホンジカの広域的な保護管理のための関係者による情報共有を行うとともに、広域連携のための指針作りを進めてき



写真2：「関東山地ニホンジカ広域協議会」の様子

ました。その後、広域保護管理指針の策定、関係機関の役割を明確にした実施計画（中期・年次）の作成、指針の改訂を経て、2012年に関係1都5県、森林管理局、農政局が参加する「関東山地ニホンジカ広域協議会」を設立しました。

協議会で、これまで自治体によって様々な方法で算出されている生息密度について、狩猟者アンケート等を活用してより簡便で統一的方法による推定を行い、関東山地全域の密度分布を迅速に可視化し共有することで、効率的・効果的な対応につなげることを目指しています。また、同様に関東山地全域における個体数を推定するとともに、個体数管理のために必要な捕獲数のシミュレーション等を行うことにより、関東山地全域での捕獲目標の作成に役立てています。さらに、ニホンジカによる長期的な自然植生への影響を広域的にモニタリングしていくために、誰にでも実施可能な簡便で統一したモニタリング手法の検討・試行を進めています。

全国でも複数の都道府県にまたがる広域にわたるニホンジカの本格的な対策が実施されているのはこの地域のみです。調査精度の向上のためのデータのさらなる充実や得られたデータを個体数管理にどうつなげていくかなど、クリアすべき課題はありますが、関係行政機関、研究者、狩猟者、地域住民等の関係者が統一した考え方のもと、連携協力して対策を実施することにより、関東山地全域でのニホンジカ対策が、より効果的・効率的に推進され、他地域でのモデルとなることが期待されています。

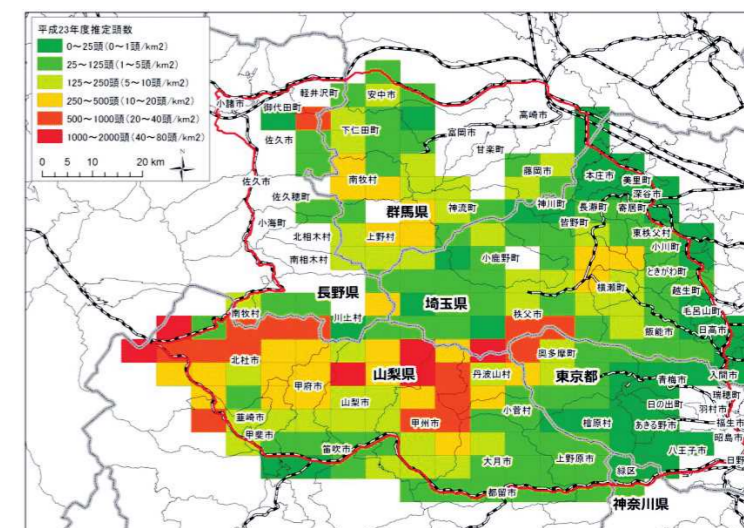


図2：平成23年冬の密度マップ

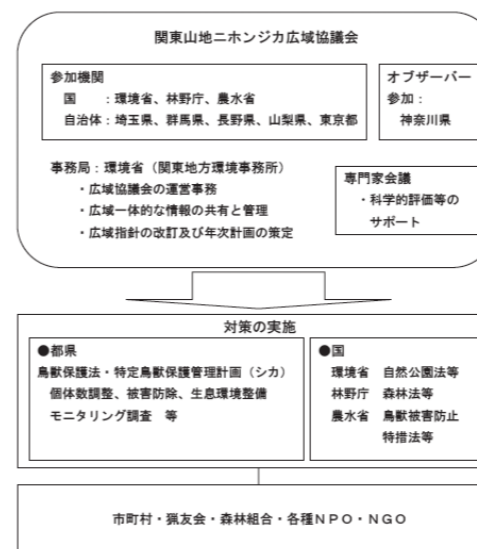


図1：協議会実施体制図

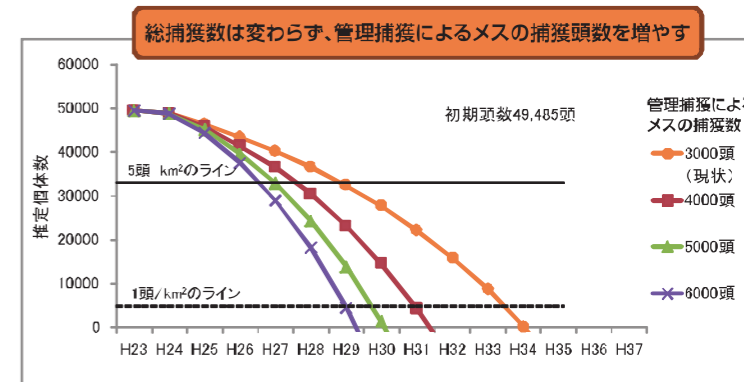


図3：管理捕獲によるメスの捕獲数を変えた場合の推定個体数の推移